

議案第 5 4 号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を削り、7の項を6の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。